

## 第13回高知県子ども・子育て支援会議の概要

### 1 日程及び主な議題

日時：平成31年2月20日（水） 14:00～16:00

場所：高知会館 平安の間

#### 【 議事内容 】

- 子ども・子育て支援事業支援計画の現況報告

### 2 会議の概要（委員からの主な意見）

事務局説明：就学前の子どもたちの教育・保育の充実について  
資 料：【資料1】

- 幼児教育無償化制度の財源について、公立施設は市町村の負担割合が10/10となっているが、これは地方交付税に算入されるのか。（委員）
  - ⇒ 昨年末の国と地方の協議の場において地方交付税への算入の対応が示されており、そのとおりに対応されるものと考えている。（幼保支援課）
- 1. どの市町村も独自の保育料軽減策を講じているが、それとの兼ね合いはどうか。
  - また、事務が大変煩雑になってくるのではないかと考えている。事務費については初年度と2年目は全額国負担と書いているが、その後の割合はどうか。
- 2. 現在は、保育料の中に給食費を含めて徴収している場合がほとんどであり、3歳児以上の保育料が無料になった場合、給食費は、市町村の考え方では無料になるが、国の基準では無料にならない。徴収はそれぞれの園で独自に行わなければならないため、結構な事務量になる。
  - また、国の制度なので国の方で責任を持って財源の手当をすべきだと言ってきたが、来年度10月の制度施行後の明確な指示が未だなされていない。わかる範囲で現状を教えていただきたい。（委員）
- ⇒ 1. 交付税の算入部分について具体的なところは県でも把握していない。現在決まっているのは負担割合について公に示されているところである。
- 2. 給食費の取り扱いについては、事務負担が生じることは理解しており、各市町村の検討状況を含めて調査をさせていただいているところである。
  - また、副食費については元々公定価格に入っていたが、無償化の議論の中で他の施設の給食との公平性の原則から外出しされており、そこに対して現状で異議を唱えることまでは出来ないと考えている。
  - 事務費の部分については、国が外枠で交付金を用意しているとはいえわずか1年半の話であり、市町村から課題やご意見を伺いながら、今後対応を検討させていただきたい。（幼保支援課）

- 1. 就学前の教育保育の充実における「保育者の資質向上」の「保育者」とは幼稚園及び保育園双方の人材が含まれるという理解でよろしいか。
- 2. 副食費の実費徴収を行うこと自体は早い段階でわかっていたが、意見がまとまらず、反対運動の開始が遅れてしまった。情報が不足していたことも一因であるため幼児教育無償化の情報等について県でも具体的なことはわからないとのことだが、早めの情報共有をお願いしたい。
- 3. 認可外の保育施設の保育者の資質向上について5年間の猶予期間内に資質向上が図られなければ意味がないので、認可外施設については、児童福祉法に定めた配置基準等に従っているかなどの指導監査をしっかりと行っていただきたい。(委員)

- ⇒ 1. 幼稚園教諭、保育士含めた総称として「保育者」という表現を使わせていただいている。
- 2. 得られた情報についてはできるだけ早い段階で皆様にお知らせするように努めていきたい。
- 3. 認可外保育所の取り扱いについては、県としても5年間かけて安全基準を満たしていくために指導を徹底していくべきであると考えている。(幼保支援課)

- 高知市から給食費の実費徴収について将来的にどうするのかというアンケートが来ており、何のためにやるのかを市に問い合わせたが、県からの照会であるという回答であった。情報がわかっていない今の段階で行う目的を伺いたい。(委員)

- ⇒ 実費徴収によって保護者から徴収するお金が実質的に増えてしまった場合、無償化の効果が半減してしまうため、あくまで現段階での各市町村の考え方を把握するためにアンケートを実施した。(幼保支援課)

- 無償化の開始年齢についてわかりづらいという問い合わせを保護者から何度か受けている。

資料1の4ページには幼稚園についてという但し書きがあるが、認定こども園においては、1号認定だと満3歳からただちに無償化となるが、2号認定の場合3歳になった翌年度4月からとなり、開始時期が異なる。制度が複雑なので保護者にわかりやすく情報提供が出来るようにしていただきたい。

また、幼児教育無償化なのか、幼児教育・保育無償化なのかが現場や保護者にはわかりづらい。この違いは非常に重要であると考えており、幼児教育は教育の質を上げる、子どもの健やかな育ちという観点もあるが、保育は経済的負担の軽減が目的であり、そこは保護者の方にもはっきりとお知らせすべきである。また、できるだけ速やかに無償化に関する情報については、提供をお願いしたい。(委員)

- ⇒ できるだけ速やかに対応していきたい。(幼保支援課)

- 地域子育て支援拠点事業において 25 市町村 50 箇所での開設を目指していくとのことだが、センターの面積に基準はあるのか。私が知っているセンターで、立地が良すぎるあまり、たくさんの母親が訪れた結果、混みあって一步も動けないようなところがある。センターの場所を考慮して面積についても検討いただけたらと思う。

(委員)

- ⇒ 国において開設日数や開設時間などの基準はあるが、面積の基準はない。今後市町村の中で検討される子ども・子育て支援計画の改定の中で、きちんとニーズ把握をしながら設置を進めていくよう、引き続き指導していきたい。

(児童家庭課)

- 1. 国における一時預かり事業の職員資格要件の緩和について県ではどのように考えているのか
2. 放課後子ども教室について、全ての子どもを対象としてと書かれているが、私の地域では4月の頭から学校が開くまで空白期間があるため、子どもが家にいるのを見る人がいない状況が生まれている。このため、4月1日から児童クラブをやっている校区外の学校に行く家庭があり、それに続く家庭が現れるようだ、生徒数の少ない学校には大変厳しいので、配慮いただきたい。(委員)

- ⇒ 1. 新たに要件が緩和されて周知を始めたというわけではなく、これまでに子育て支援員の活用に係る通知を周知してきたことを記載したものである。

(幼保支援課)

2. 児童クラブと子ども教室に基準の違いがあり、児童クラブは年間 250 日開催するという基準が設けられているが、子ども教室には基準がない。
- 一方で昨年の県の調査において県内 14 市町村が子ども教室のみの設置しか行っていないが、うち 12 市町村は児童クラブに準じた開催を行っている聞いており、いくつかの市町村では全ての校区の児童が対象となる子ども教室もあるのでご利用いただければと考える。
- ただ、おっしゃるとおり、4月1日からの開催を行っているところばかりではなく、全日開催は難しい部分がある。公民館等の他の施設を活用した放課後の居場所づくりという方法も考えられるので、市町村とはしっかりと話をしていきたい。(生涯学習課)

- 大きいところであれば児童クラブがあるが、そうでないところの全ての子どもにも同じように行き渡るようにすべきであると考え。地域で公民館を活用して出来ないかと考えていただいているが、一番保護者が安心できるのは放課後児童クラブだと思うので、その確保をお願いしたい。(委員)

⇒ご意見については、市町村への訪問等を通じてお伝えしていきたいと思う。  
(生涯学習課)

- 1. 働く保護者でファミリーサポートセンターを知らない方は未だに多いので広報についてこれまで以上に行っていただきたい。  
また、施設での預かりは保護者としては賛成であるので、そういった声を拾っていただきたい。四万十市におけるファミリーサポートセンターを活用した病後児保育は有効な活動ではないかと考える。
2. 放課後児童クラブについて、高知市外で学校と児童クラブの施設が離れているという声を聞く。児童クラブに行くまでに車道があり、子どもの安全などが心配である。国などで距離に関する規定はないのか。  
また、児童クラブの夏休みなどの長期休暇における活動に差があるということを知る。全体的な活動が充実するよう取り組みを行っていただきたい。

(委員)

- ⇒ 1. テレビ番組などによる広報を昨年度も行ってきたが、まだまだ十分ではないと考えており、次年度もイベントでのPRや役場で母子手帳を受け取る際にも周知を行うなど、今まで以上の広報の充実に取り組んでいきたい。  
また、四万十市でのファミリーサポートセンターを活用した病後児保育については、原則として施設型ではなく個人宅での預かりとなる。

(県民生活・男女共同参画課)

- ⇒ 2. 国の基準において必ずしも学校の中で設置をするという基準は設けられていないが、県内の8割の学校において学内に児童クラブを置いている。残りの2割については、学校外であるが故に学校と放課後児童クラブとの連絡がおろそかにならないよう、学校との定期的な連絡により緊密に児童の情報交換を行っていただきたいと考えている。

また、ご指摘の通り、児童クラブ間に取り組みの差がある。  
県では「学び場人材バンク」ということで、子どもに色々な体験をしてもらうために、防災や折り紙などの講師を派遣する事業を行っているので、市町村にも周知することで、取り組みの充実に向けて支援してまいりたい。

(生涯学習課)

事務局説明：高知版ネウボラ、ワーク・ライフ・バランスの推進についての説明 資料：【3-1】から【資料4-2】
---

- モデル優良事例集の作成・配布について、WLB推進の視点だけではなく、育休取得促進などの視点を持っていただきたい。現在も応援団通信等で優良事例の共有等の取組を行っていただいていると思うが、拡充をお願いしたい。経営者協会としても機会を捉えて会員企業に周知をしていきたいと考えている。(委員)

⇒ ロールモデルを紹介することで、企業の拡大を図ってまいりたいと考えている。  
また、WLB推進企業だけでなく、色々な優良事例を取り入れることで、企業だけではなく学生にも就職したい企業を選んでいただきたいと考えているので、ぜひ事例の提供をお願いしたい。(雇用労働政策課)

- WLBの推進について、病児保育の制度を整えて女性が働きやすい環境づくりをすることは重要なことだと思うが、病気の時に預けられる子どもの気持ちを考えると、病気の時に親が見てあげることが非常に重要だと思う。  
働き方について話し合う場において、病児保育の拡充と同時に、子どもが病気の時に帰りやすい職場づくりを行うことや、病気の時の子どもの見方についても併せて行政の側から発信をしていただきたい。(委員)

⇒ 働き方改革については、労働者の方々が休暇などを取りやすい環境を整えることは重要だと思うので、いただいたご意見も含めて対策を進めてまいりたい。  
(雇用労働政策課)

<以上の議事について全会一致で承認>